

**神奈川県**  
**横須賀市**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新たな立地 大企業 30,000 中小企業 5,000	—	(横須賀リサーチパーク、工業系地域) 課税免除	固定資産税 都市計画税 事業所税	5年間
市内既存企業の設備投資 大企業 10,000(1年間) 中小企業 1,000(1年間)	—	(横須賀リサーチパーク、工業系地域) 不均一課税(3/4 軽減)	固定資産税 都市計画税	3年間
産業用地の開発・造成 ※投下固定資本額の要件はなし	—	(横須賀インター周辺地区、ワイハート地区) 課税免除	固定資産税 都市計画税	10年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
横須賀市企業立地等促進条例 (立地に対する奨励金)	H23.10	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野の立地</li> <li>○投下資本額が3億円(中小企業等にあつては5千万円)以上</li> </ul> <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定産業地域(横須賀リサーチパーク)</li> <li>○工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域)</li> </ul> <p>〈対象業種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本標準産業分類表に定める、製造業、電気業、情報通信業、学術・開発研究機関</li> </ul> <p>(対象案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立地:用地または建物を新たに取得もしくは借り受け、事業所の新設、移設、増設をし、操業を開始することをいう。</li> </ul>	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投下資本額の 10%以内、限度額:5億円</li> <li>※奨励金は5年以内の分割交付</li> </ul>
横須賀市企業立地等促進条例 (設備投資に対する奨励金)	H23.10	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野の設備投資(いずれも新規性の高いものに限定)</li> </ul> <p>※新規性の高いもの これまで商品化や実用化されていない製品のみを専ら製造、研究するためのもの。</p>	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投下資本額の 10%以内、限度額:3億円</li> <li>※奨励金は5年以内の分割交付</li> </ul>

		<p>○投下資本額が1億円(中小企業等にあつては1千万円)以上 (対象地域)</p> <p>○指定産業地域(横須賀リサーチパーク)</p> <p>○工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など)</p> <p>(対象業種)</p> <p>○日本標準産業分類表に定める『製造業』、『電気・ガス・熱供給・水道業のうち「電気業」』、『情報通信業』、『学術研究、専門・技術サービス業のうち「学術・開発研究機関」』</p> <p>○夏島町、浦郷町、本市の地区計画で定める「横須賀インター周辺地区」の対象地域については、上記に加え『運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業」「倉庫業」』</p> <p>(対象案件)</p> <p>○設備投資:事業拡張・効率化を目的とした、償却資産(機械・装置)の設置とこれにともなう家屋の新增設(大企業は、「新製品の製造」、「研究・開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定)</p>	
横須賀市企業立地等促進条例 (大規模な設備投資に対する奨励金)	H6.4	<p>(対象事業)</p> <p>○市内既存企業の設備投資に対する支援の税制優遇の適用を受けていること</p> <p>○投下資本額が50億円以上(事業計画が5年以内であること)</p>	<p>奨励金</p> <p>○投下資本額から50億円を控除した額の5%以内</p> <p>限度額:5億円</p> <p>※奨励金は5年以内の分割交付</p>
YRP進出事業者補助金	① H31.4 ② R4.7	<p>(対象事業)</p> <p>①YRP地区内に新たに事業所を設置する事業者で、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等(中小企業基本法で規定する者等)</li> <li>・ 新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、事業を営むもの</li> <li>・ 賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと</li> <li>・ 店舗を設置する場合は、建物を取得すること</li> <li>・ 「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受けていないこと等</li> </ul> <p>②「YRPビジョン2025」で定める行動計画の事業に参画する事業者</p> <p>(※)①②それぞれで最大100万円ずつ</p>	<p>補助金</p> <p>○YRP地区に新たに事業所を設置(土地の購入または賃貸借)する事業者や「YRPビジョン2025」参画事業者に最大100万円を交付(※)</p>

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))